

放送コンテンツの制作・流通の促進に関するWG(第13回)  
議事要旨

1 日時

令和6年3月19日(火) 17:00～19:00

2 場所

ウェブ会議

3 出席者

(1) 構成員

山本主査、内山主査代理、鳥海主査代理、有賀構成員、飯塚構成員、大谷構成員、落合構成員、音構成員、長田構成員、西田構成員、林構成員、福井構成員  
(欠席:荒井構成員、長谷川構成員)

(2) オブザーバ

日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、日本テレビ放送網株式会社、株式会社フジテレビジョン、株式会社 TVer、大手家電流通協会、一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)テレビネットワーク事業委員会、一般社団法人IPTVフォーラム、一般社団法人全国地域映像団体協議会、一般社団法人日本動画協会、一般社団法人放送サービス高度化推進協会(A-PAB)、一般社団法人放送コンテンツ海外展開推進機構(BEAJ)、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター(CPRA)、情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室

(3) 総務省

小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、金澤情報流通行政局総務課長、飯村同局情報通信作品振興課長、馬宮同局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長

(4) ヒアリング事業者

・東海テレビ放送株式会社 田島様

4 議事要旨

(1) 開会

(2) ローカル局における海外展開

資料 13-1 に基づき、東海テレビ放送株式会社より説明。

#### 【林構成員】

資料 13-1 の 8 ページにおいて、これまでの海外展開の実績・成果をご紹介いただき、助成金及び交付金を効果的に利用していてとても良いと感じた。一般的に助成金及び交付金は時限的な措置であり、支援が終了した段階で事業推進に関するモメンタムや売上が落ちることもあり得る。東海テレビと国際交流基金との連携は終了していると認識しているが、支援終了後の継続的な海外展開に関わる課題はあるか。また東海テレビの海外展開に関わる知見を、他のローカル局に対してどのように横展開していくことが考えられるか。

事務局への要望として、東海テレビから資料 13-1 の 11 ページ以降で挙げられている海外展開における課題の解決に向けた提案には、行政として支援できるもの、民間事業者が主体的に実施すべきものが含まれている。こういった提案に対して、総務省として回答いただきたい。

#### 【東海テレビ放送株式会社】

海外展開の事業における一番の課題は、事業を認識していただき、認知を得ることである。事業自体を認知していただかないと、事業のメリットを感じていただき、取組を応援しようという方々との協力体制を築くことが難しい。そのため、資料内で応援したい方と対話できるようなマッチングイベントもしくはピッチイベントの開催を資料内で提案している。加えて、助成金及び交付金の事業は、事業への募集から完了まで単年度で実施するケースが多く、時間の制約上、協力体制を築ける可能性がある相手との対話まで実施することが難しい。実際に成果物及びコンテンツを取りまとめ、報告するための作業にコストがかかる。何かしらの形で継続的な展開に向け、認知度を獲得するようなプロモーションの場を得たい。例えば、支援の規模を変える、著名なプロデューサー及びシナリオ作家を参加させるような取組を通して、事業の認知度を高め、興味を持ってもらうことが重要だと考える。

#### 【事務局】

東海テレビ株式会社から受けた提案について、今後精査していく必要があると認識している。我が国のコンテンツ産業の約 3 割を占める放送コンテンツの制作力を底上げしていくこと、国内外にコンテンツを幅広く流通させていくことは、我が国のコンテンツ産業の発展に寄与するものであり、日本経済に広く裨益するものだと考えている。このため、国が支援すべき点、民間が実施すべき点を整理した上で、より有効な支援方策を生み出していくことが望ましいと考えている。今後も本 WG において、構成員の皆様に議論いただくことを期待している。

#### 【福井構成員】

資料 13-1 の 13 ページで記載のある権利処理について質問したい。ここでは少額の印税の処理業務について触れており、小口の支払業務が多く、対応しきれないというマイクロペイメントの課題を挙げていただいた。同時に、支払いの前段にある権利処理について、配信等を通した番組の海外展開及び番販の際、海外及び国内曲のシンクロ処理及び原盤権の処理も大きな課題としてある。このような課題について、どのように認識しているか。他に、日本では著作権の規定上可能な映り込みについて、海外の規程を把握していない場合に懸念になる等、国ごとの制度の違いによる権利処理に関する課題はあるか。

次に、東海テレビの発表において、海外で売れる作品への言及があったとの認識だが、海外で売れる作品とはどのような内容を考えているのか。個人的に、昨今の海外の状況を見るに、海外で愛されている日本作品は、必ずしも海外向けに販売しようと制作した作品ではないのではないかと考えている。

#### 【東海テレビ放送株式会社】

権利処理に関する質問へ回答する。少額の印税処理、及び海外の局とのやり取り、並びに映り込みの処理等については、大きな課題だと認識している。交渉によっては利用できない、もしくは音の差し替えが必須になったことは何度も経験してきた。そのため、権利処理に関する課題の解決方法も、ご知見をお借りして取り組んでいきたいと考えている。

海外で売れる作品に関する質問へ回答する。個人的な見解になるが、昼ドラは 30 分単位の番組であり、エピソード数が多かったのが特徴となりアジアでは売れやすかったと考えている。コンテンツの内容は非常に難しい問題だと認識しており、先日もドラマ制作者との会話の中で話題に挙がったが、海外ではローコンテクストで、文脈としてわかりやすいコンテンツが受け入れやすい傾向にあるという意見があった。一方で、日本ならではの独自のハイコンテクスト、高い文脈のコンテンツが受け入れられる場合もあり、海外で売れる作品は一概には言えないと実感している。

#### 【内山主査代理】

資料 13-1 の 6 ページでは東海テレビと WOWOW の共同制作、資料 13-1 の 7 ページでは Discovery Channel と協業した事例を紹介いただいた。フジテレビ系列であることから、普段からキー局との関わりはありつつも、異なる組織文化との事業者ともお付き合いである。これらを経て、制作能力の観点からどのような学びがあったか。次に意見だが、資料 13-1 の 10 ページで東海テレビ株式会社のドラマコンテンツ・放送外収益の規模推移をお示しいただいたことに感謝を伝えたい。番組マルチユースの流通チャンネルが大幅に変化していることを示唆として受け取れる。今後、マルチユースを検討する際、ぜひ参考にさせていただきたい。

#### 【東海テレビ放送株式会社】

制作能力の観点からの学びに関する質問へ回答する。制作会社によって得意なジャンルが異なることで、当社の得意分野との掛け算で面白いコンテンツが生まれることがある。実際の体験として、香港のスタッフを日本に招いて協業した際、街ブラの番組であっても台本を作りこむことや、当時普及していなかった Go Pro を何台も利用する等の取組みを通し、学びになることは多かった。このような気づきは全国で広まるべきであると考えている。昨今、ロケツーリズム等のロケーション側の動きも活発だが、ドラマ制作を経験しているスタッフが各地に存在しているとそのような先進的な動きも進んでいくのではないかと考える。

#### 【大谷構成員】

資料 13-1 の7ページの「映像コンテンツを活用した地域情報発信」実証事業を繰り返し活用しているとのことで、効果も出ているとの認識である。その後、東海テレビで自走しているものはあるか。自走している場合、他の地域ローカル局が自走するための条件として示唆になるものはあるか。

#### 【東海テレビ放送株式会社】

昨年度からの学びとして、自治体との関係性が高まったことが挙げられる。そこからの関係性で他のプロジェクトにおいても相談し合える関係性を獲得した。ビジネス上の効果はわからないが、チャンス拡大の可能性があると考えている。

自走しているかについて、相談相手が自治体だけの場合、予算及び単年度の壁が課題になってしまう。本日も紹介したエリアドラマ等は地域のスポンサーにもご協力いただいている例もある。エリアに対して企画として事例を伝えていくことが自走に繋がるのではないかと考える。

#### (3) 小規模中継局等のブロードバンドによる代替に係る権利処理

資料 13-2 に基づき、事務局より説明。

#### 【落合構成員】

本 WG の議論を中心に、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」の知見も得つつ、旧来の枠組みをどのような形で利用できるのかも含めて検討いただき、可能な限りブロードバンド代替の場面においても、必要な放送コンテンツを放送の枠組みを利用して実施できるように工夫いただいたとの認識である。可能な限り、権利処理が放送に近い形で大きな負荷がないよう、タイミングを見ながら整理いただいた。

実際にどのような形で運用し得るのかを考えた際、資料 13-2 の4ページの代替

例1(一般的な放送コンテンツのネット配信に近い形態)は、規制改革会議においても著作権の議論から放送の議論に入るにあたり、同時配信の推定を整備いただいたことをトレースしているとの認識である。これにより、一定の範囲でフタかぶせが減少し、著作権処理の実務にも良い影響があったと考えている。しかしながら、推定はあくまで推定であるため、必ずしも放送波そのものと同様にフタかぶせをしない状況を担保できるものではないと承知している。商用サービスと同じ形態となるため、主に映像素材等に関わるアウトサイダーの著作権者が配信向けの利用を許容しないことを理由として、商用サービスと同様のフタかぶせが生じ得ることになると考える。著作隣接権者に対する権利制限も、アウトサイダーに限定されている。以上により、工夫されていないとは考えていないが、必ずしも十分ではないように思える。ブロードバンド等による代替に関する検討において、調査によっては視聴者がフタかぶせの部分は気になるという意見も一定程度見受けられる。このような意見に対処すべきであり、ブロードバンド等による代替の社会的受容性を高めることが重要であると考えている。

その際、代替例2(放送波を受信し、配信用データを生成し、再送信する形態)は現行のIPマルチキャストと同じ形態であることになるが、IPマルチキャストが放送法上の放送に位置付けられているということ、著作権者及び著作権隣接者に対する権利制限についても、著作権等の管理事業者である権利者団体を含んでいることから、放送同時配信にあわせて円滑な利用が可能になっている側面があろう。

以上を踏まえ、現行の著作権法に照らし合わせると、権利処理上、代替例2(放送波を受信し、配信用データを生成し、再送信する形態)の方がより円滑な権利処理が実現し得ると思われる。IPマルチキャストと同様に、IPマルチキャストによるブロードバンド等による代替を放送法上、放送と位置付けることにより、より円滑な権利処理が期待できるのではないかと考える。

今後も本WGを中心に、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会、及び小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム、並びに文化庁とも連携し、準備を進めていただくことが重要だと考えている。

#### 【福井構成員】

代替例1(一般的な放送コンテンツのネット配信に近い形態)は、インターネット配信に近い同時配信等であり、著作権法では令和3年に法改正の手当がされている。これは恐らく、既に実施しているインターネット配信と同じ仕組みで行きやすい一方、権利処理できない場合のフタかぶせが課題になると認識している。資料13-2に記載がある通り、許諾を推定する条件は、推定が覆される恐れがある。つまり、実施しやすいがフタかぶせが生じやすい方法であると考えている。

代替例2(放送波を受信し、配信用データを生成し、再送信する形態)は、放送扱いであることから恐らくフタかぶせは生じにくい。しかしながら、放送を受信して配信する仕組みであることから、新たな設備投資を要する場合があると認識している。

以上の理解で正しいか、事務局にも確認いただきたい。この理解の場合、ハードルは高いが、代替例1(一般的な放送コンテンツのネット配信に近い形態)の権利処理の円滑化を文化庁との調整を通して進めることができるのかという点を課題として認識した。

#### 【事務局】

福井構成員からのご質問である、代替例1(一般的な放送コンテンツのネット配信に近い形態)は現状、既に実施しているインターネット配信と同じ仕組みであることからサービス導入のしやすさがある反面、フタかぶせの許諾の条件等が課題である。また代替例2(放送波を受信し、配信用データを生成し、再送信する形態)は、フタかぶせが生じにくい設備投資が必要になる場合があるのではないかと、この点については、その方向と理解している。

また、落合構成員より、現状の代替例1(一般的な放送コンテンツのネット配信に近い形態)について、商用サービスと同形態であり、著作権隣接者に対する権利制限も、アウトサイダーに限定されている点等、必ずしも十分ではない点もあること、代替例2(放送波を受信し、配信用データを生成し、再送信する形態)について、IP マルチキャスト放送が放送波上放送と位置付けられており、著作権隣接者に対する権利制限についても、著作権等管理事業者である権利者団体を含んでいることから、放送同時配信に比べて円滑な利用が可能とのご指摘があった。

今いただいたようなご指摘を踏まえ、小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チームにもご報告させていただきたいと考えている。

#### 【落合構成員】

基本的に代替例2(放送波を受信し、配信用データを生成し、再送信する形態)で整理いただきたい。今回の検討は時間も限られていることもあるが、同時配信で実現できなかったことを実現するために最大限工夫いただいたとの認識である。既に文化庁との調整を実施しているとの認識だが、改めて、代替例2(放送波を受信し、配信用データを生成し、再送信する形態)の方向性で引き続き取り組んでいただきたい。

#### 【福井構成員】

代替例1(一般的な放送コンテンツのネット配信に近い形態)で権利処理が円滑になれば良いと考えるが、現状、フタかぶせを急激になくす方法はないと認識しているため、実施できるものやっていくことが必要だと考える。現行制度ではこれが限界であろう。

#### (4) 諸外国における放送プロミネンスの現状

資料 13-3 に基づき、事務局、資料 13-4 に基づき、飯塚構成員より説明。

#### 【鳥海主査代理】

事務局の発表にあったプロミネンスの現状は非常に興味深く、今後インターネットと放送の関係性を考えるうえで非常に重要である。プロミネンスに関してどのように評価をしているのかが気になる。プロミネンスを行うことで、放送を視聴する頻度がどの程度向上するのか、プロミネンスがあることによって視聴者が視聴する情報がどのように変化するのか等、どのような効果があるのかについて、評価は行っているのか。資料を見ると、画面上の目立つところに放送を置けば視聴者が放送を視聴することになり、放送を視聴することによって質の高い情報を得ることができるということを前提に置いているように思える。この考え方について何らかの定量的な評価があるのか、もしくは今後評価を実施する予定があるのか、教えていただきたい。

#### 【事務局】

イギリス及びオーストラリアは法案の中に、オンライン空間でのプロミネンスが盛り込まれた段階であるため、今後どのような評価を実施するかについてはこれからの取り組みになることが想定され、事務局では把握できていない。

#### 【鳥海主査代理】

今後、日本においても同様のプロミネンスの導入が検討されるとの認識だが、効果検証に関する取組についても情報を収集しつつ、検討を進めていただきたい。

#### 【林構成員】

諸外国のプロミネンスに関する動向を踏まえ、日本に対する示唆を検討したいという意図で3点コメントする。

1点目に、これまで放送は取材及び編集に裏打ちされた信頼性の高い社会の基本的な情報や多様な価値観を伝えてきた。情報空間の広がり、及び動画配信サービスの伸長、並びに注目を集めるための偽後情報の配布等を踏まえ、アテンションエコノミーの影響により、放送の視聴が減少している。今後も、昨今の個人のニーズに偏った市場の流れに任せていては、放送の価値をサステイナブルに提供していくことが難しくなる局面を迎えている。一方、一足飛びにプロミネンスの制度ありきに考えるのではなく、英国の制度がそうであるように、プロミネンスする側とされる側が協定を結び、落としどころを検討することが望ましい進め方なのではないかと考える。日本も諸外国の制度の進め方を参考にしながら、放送事業者及びプラットフォーム事業者が、ユーザのニーズと企業の利益のバランスを図りながら、利用者の情報的健康や、その先の健全な民主主義の維持に向け、コネクテッドTVとコンテンツモデレーション等の仕組みの在り方について議論できるような環境整備を進めることが良いのではないかと考える。プラットフォーム上で提供される個々のコンテンツの良し悪しを検討する、悪いコンテンツの投稿をどのように減らす等、コンテンツの投稿側に議論の焦点を当

てるのではなく、プラットフォーム側の運営側のプロミネンスを含めたコンテンツモデレーション及びレコメンデーションシステムの不透明性に焦点を当てた議論を行うべきである。運営側のプロミネンスが実現すれば、悪貨が良貨を駆逐することは自ずと減る。運営側のプロミネンスを放置し、コンテンツの投稿ばかりを悲観する検討になれば、もぐら叩きになってきりがなくなり、実効性も期待できないであろう。

2点目に、プラットフォーム事業者は自身の社会的影響力の大きさ及び責任について自覚し、プロミネンスについて前向きに可能な限りの協力をしていただきたい。何が信頼できる情報なのかという判断は、あくまでプラットフォーム事業者の自主自立に委ねるべきで、判断の考え方については既に総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」で既に確立されているとの認識である。行政の役割は、深くプラットフォーム事業者がプロミネンス等に真摯に取り組むよう、政策的に仕向けることである。その先は放送事業者が、プラットフォーム事業者のプロミネンスを実現するための対象として個別に選ばれるよう、今後も努力するとの認識である。

3点目に、放送コンテンツの流通の促進に向けたプラットフォームの在り方について、電波の放送はNHKと民間放送事業者の共同利用型モデルの検討が進んでいる。配信プラットフォームの在り方においても、NHKと民間放送事業者の協業を進めるべきであり、検討すべき点だと考えている。今回の放送法の改正案により、NHKのインターネット業務が本来業務として位置づけられる予定であるが、NHKプラスとTVerのそれぞれの取り組みを今後も別々のままにするのではなく、場合によっては統合されることで、利用者の利便性の向上及びインターネットの情報空間への放送コンテンツのさらなる浸透を果たす目的に寄与するのではないかと考えている。事務局発表にあった英国の事例及び飯塚構成員の発表をお伺いし、強く感じた。

統括として、事業者を主体としたプロミネンスの在り方の検討、及びNHKと民間放送事業者が協力しながらプラットフォームの在り方の検討の2軸を両輪とし、検討を進めていただきたい。

#### 【落合構成員】

総務省「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」にも参加しているため、その検討の内容も踏まえて感じたことだが、フェイクニュース等がインターネットを中心に拡散されている中で、災害の際の避難情報等の生活に関する情報を放送が発信していることを考えた際、現代的な場面においても放送が役割を発揮していることを改めて実感した。一方で、最も重要な点として、既に山本主査がご指摘している点であるが、情報空間全体の健全性や、アテンションエコノミーへの対応等を念頭に置きながら議論していくことである。オンラインプラットフォームが提供するユーザのニーズに則した情報及びコンテンツの提供によって、若者を中心としてフィルターバブル及びエコーチェンバーが発生し、多様な情報価値に接することができないという状況が生じているように思える。結果として、アテンションエコノミーと



プラットフォームが結合していることが最重要な論点となっているように思える。弊害を抑える側面だけではなく、積極的に相対的に信頼できる情報の入手手段を確保することも重要だと考える。

総務省「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」では、プラットフォーム及びアテンションエコノミー並びにデジタル広告等に論点が寄るため、本WGにおいては、放送事業者が制作するコンテンツ等の信頼できる情報源をインターネットの世界においても提供していくことについて、推進をしていくための施策を実施していくことが重要だと考える。その中で多源性及び多様性を維持してきた放送が、改めて現代的な意義を帯びている状況において、地上波のみならずインターネット空間においてもどのようにプレゼンスを確保できるのかというのが重要であろう。その観点から、プロミネンスにはコネクテッドTVを中心とする情報空間の健全性に関連し、議論されてきている。この範囲においても放送事業者が果たすべき役割をどのように評価するのも含めて議論していくことが重要だと考える。事務局から各国のプロミネンス制度についてご紹介いただいたが、放送と同様に、多様な番組及び価値観を配信においても実現していくことが念頭に置かれているように認識している。放送番組のうち、ニーズの高い番組だけをプロミネンスとして提供していくのであれば、放送が果たしてきた役割とは異なってしまふ。視聴者が視聴したいものを常に視聴できるようにパーソナライズしていくのであれば、アテンションエコノミーと近くなっていくため、バランスの良いコンテンツのラインナップ及び表示を実現していくことが重要だと考える。その中で、放送編成における経験も活かしつつ、バランスの良い番組及びコンテンツが表示されるために、少なくとも放送された様々な番組が見逃し配信や同時配信でも利用できるようにしていく取組み自体が必要となる。そういったことを推進するうえで、林構成員もご発言していた通り、配信においてもNHKと民間放送事業者の二元体制で役割を補完し合っていくことが必要になるであろう。コンテンツ充実化も最終的にプロミネンスに繋がるのかも含めて検討していけば良い。今後、プロミネンスの在り方について定めていく際に、制度等を通して硬直化していくことは難しいのではないかと考える。総務省「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」で議論されている内容であるが、情報空間の健全性で求められるような対策も、時々刻々変化していく状況にあり、視聴動向や視聴者の社会的な考え方も変化している中で、画一的な枠組みを定めることは難しい。放送そのものではないインターネット配信においても、民間放送事業者及び関係事業者による判断も尊重されることが重要であり、プラットフォーム事業者が行っているコンテンツモデレーションについても一定は尊重していくことも考えられる。そのため、硬直的な対応にするのではなく、官民及び事業者並びに視聴者も含め、マルチステークホルダーでアジャイルガバナンスのように、よりよい情報空間及び視聴体験の実現に向けた検討を進められれば良い。その際、民間放送事業者も関係するプラットフォームから選ばれる努力をしていただけるよう推進できれば、コンテンツ制作の観点からみて

も適切であり、最終的にプラットフォーム側にとっても良いコンテンツを提供することに繋がり、視聴者とも Win-Win-Win の関係を築くことを目指していければ良い。

#### 【大谷構成員】

1つ目に、各国がプロミネンスに関する制度を立ち上げる前提となった、コネクテッドTVの普及及び急増、加えてアンテナを保有しない家庭の増加に対する危機感が良く理解できた。先週、公正取引委員会も「コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書」を発表しており、実態として直近5年間でコネクテッドTVの普及率が、1割程度から3割まで及んでいること、テレビ向けのOSはAmazon及びGoogleの2社で6～8割を占めていることが明らかになり、市場の支配力がうかがえる結果となった。それに伴い、多様性のあるコンテンツの配信が損なわれる懸念があるとされており、日本においても同様の危機感がある。公正取引委員会による提言では、レコメンド表示及びコンテンツの検索機能の結果表示の基準等を、可能な限り公開することが望ましいという、公正競争の観点からの報告となっていた。プロミネンスを検討することに伴い、市場支配力を持つシェアの高い事業者に、市場支配力の乱用をさせないということは当然であり、消費者がより多様で良質なコンテンツにアクセスできるための環境整備に協力する社会的責務があることを前提に、今後の官民あるいは民間同士の対話に参加いただくべきではないか。落合構成員からもアジャイルガバナンスのご提案があり、すべてを制度で定めることは難しい点もあるため、共同規制の形をとっていくことが重要であろう。その際に、どのような価値を守るかの価値観の共有が何より必要になる。林構成員からもご発言があった通り、視聴者が信頼できる情報源に接する機会を増やすという価値や、各国制度で触れられているような情報源としての信頼性および公共性に留まらず、国固有の文化をサステイナブルにする役務も重要である。特に、オーストラリアの多文化社会としてのコミュニケーションニーズを確保する、代表民主主義を支援する等のテーマも掲げられており、なにを目標としてプロミネンスを議論していくかを明確にした上で、守りたい価値を共有することが出発点となり得るであろう。

飯塚構成員の発表資料からも、これまで本WGで議論しつつも実現していなかった内容が、イギリスでは実現していることが明らかになった。資料13-4の8ページで、個々の既存の配信アプリを1つのプラットフォームに統合することによって、視聴者の受ける利便性等の向上について触れられているため、今後どのように展開していくのか注視していきたい。1つのプラットフォームを共有することで、今後表示順に関する争いも起きることが想定されるが、事業者が同じ議論を行うことで検討できるよう、まずは議論する場所作りが先決ではないかと考える。

#### 【長田構成員】

資料13-4の15ページにあった飯塚構成員の整理は非常に納得のいくものであ

った。日本の視聴者は放送事業者に対する信頼が高いと認識している。テレビで視聴している放送を、インターネット上で視聴する場合も、放送コンテンツが一定のところに表示され、視聴者に視聴されやすい位置が保証され、これまでの放送と同様に視聴者が番組を選びやすいことが重要である。他のプラットフォームにそのような表示を制作いただくのではなく、放送事業者側が協業して制作し、提供いただくことが必要なのではないかと考えている。林構成員が、悪貨が良貨を駆逐するとご発言されていたが、どこかのプラットフォームの中で実施されるというわけではなく、入り口から日本の放送事業者が制作したと一目でわかるようなプラットフォームを提供いただき、テレビ受信機であってもスマートフォンであってもパソコンであっても同様に視聴できることが望ましいのではないかと考える。

#### 【内山構成員】

飯塚構成員の発表について質問したい。ユニキャスト及びマルチキャスト並びに CDN 付きユニキャストがあるとのこと説明であった。ヨーロッパ及び英国であるため、DVB は基本的に IP ブロードキャストを目指していたとの認識がある。IP ブロードキャストへの移行は課題が多いことも認識しているが、「Freely」において IP ブロードキャストの議論はどのようになったのかが気になる。単純に CDN 付きに向かうのであれば、既に日本でも実施しているとの認識である。もしご存知の点があれば教えていただきたい。

プロミネンスに関する意見だが、プロミネンスを実施するということは、放送事業者が、放送法が定める義務に伴って続けてきた安心安全な情報の提供及び裏取りのある取材等を、継続して守っていくことであるとの認識であり、個社ごとに利益を追求するものではなく、業界利益を追求するものだとの認識している。もちろんインターネットが普及する現代において、さらに自由な言論の競争もあるだろうが、既にディープフェイクが溢れている。直近では、ロシアから英国国王の死去に関するディープフェイクが発信されていた。配信におけるプロミネンスを検討する際、コネクテッド TV は必ず視野に入ってくる。諸外国と比較した際、日本はコネクテッド TV 用の OS における国産のシェアが低い。そのため外資の OS を利用せざるを得ない状況にある。海外のメジャーな OS 事業者のルールを押し付けられる実態が日本の国益に合致するかどうかについては検討が必要であろう。今年度も実証実験を実施したが、プロミネンスは言論に関わってくるためまだまだ課題が多いため、検討体制を継続していただきたい。「放送事業者による補完的オンラインサービス」という表現は、EU が「デジタル単一市場」の戦略の際に、あわせて公表した指令の中に出てくる。放送事業者による補完的オンラインサービスを、法制度上どのように位置づけるかは考えるべきであろう。局的に考えてしまうと不調和を起こす可能性があるため、大きなグランドデザインを持った上でどのように考えるかが重要となる。その際、民間事業者側は 2040 年にどのような在り方でいたいのか等の意思が問われ、官公庁側は国民のためにどのような政

策を実施するのかの意思が問われるであろう。そのため両方の観点を踏まえた上でブレインストーミングが必要になると考える。

#### 【飯塚構成員】

資料 13-4 の 19 ページの参考資料に記載しているが、内山構成員ご指摘の内容は、英国の Ofcom が Analysys Mason に対し、直近どのような施策を検討すべきかという目的ではなく、今後 2030 年以降を見据え、地上波から IP に移行した場合、どのような技術的進歩が想定されるのか、その際の制度的な課題について回答した調査結果になっている。そのため、同調査結果をもって今後 Ofcom が IP 配信を主軸とした施策を打ち出すということではない。関連して資料 13-4 の 21 ページの参考資料にも記載しているが、昨年 10 月に 2030 年以降の放送の在り方を考えるにあたり、Ofcom が情報提供要請を行った。今後ブロードバンド配信に移行することを考えた場合、ブロードバンドがどのような技術進歩を要するのか、その際にブロードバンド代替でも議論されているような、既存の放送の安全性および信頼性をブロードバンドでどの程度担保していくべきなのか等が検討されている。このため、資料 13-4 の 19～20 ページは、2030 年以降のインターネット配信の状況を見据え、そこから逆算して検討すべき項目を洗い出すための情報共有を開始した段階であると理解している。そのため、これが直ぐに政策的な指針に結びついていくものではないと認識している。

#### 【内山主査代理】

IP ブロードキャストの推進は短期で実現できる話ではなく、長期の視点で検討すべきとした際、IP ブロードキャストは構造上、自動公衆送信ではなくなる(と考える)ため、著作権問題が吹き飛ぶ。そのため、ユニキャスト及びマルチキャストではなく、IP ブロードキャストの検討も含め、大きなグランドデザインを考えた方が良いと感じた。

#### 【西田構成員】

プロミネンスについて、本日の発表内容からどのような含意を得るかは非常に難しい。事務局資料及び飯塚構成員の資料ではイギリスの取り組みが強調されていた。しかしながら英国の放送事業者のうち、日本の放送事業者と近いものは PSB (Public Service Broadcasting) 事業者であると考えられるが、その数は非常に少ない状況にある。そうであれば地方の放送事業者の存在感が大きいドイツの方が参考になるようにも思える。いずれにしても、放送事業の在り方は日本も含め各国ごとに大きく異なるため、日本への含意の検討は慎重かつ十分説得的になされるべきだ。

通信の世界において、アテンションエコノミーへの対策及び健全な情報空間を検討する際、プロミネンスが有効性を持つ可能性は秘めているが、対象となる事業者を放送事業者だけに限定するのは難しいのではないかと。本来であれば、本WGではなく、総務省「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」

や、総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」で議論すべき内容なのかもしれない。日本において、信頼性の高いコンテンツをネットで提供するといったときに、放送事業者だけに限らず、新聞も含まれるのは明らかだ。インターネット事業者の中にも、信頼性のある情報を提供しようという心意気の有る事業者もいないわけではない。そのため、通信の世界におけるプロミネンスの検討は放送に閉じて実施すべきではなく、関係する事業者を広く並べて行うべきではないかという印象を持った。放送事業者がどの程度信頼されているのかについて、これまで精緻に評価されてきたわけではないと理解している。放送法で最低限規律されているだけであることと、一般的な信頼性の高さは別問題である。従来 of 主要な調査は実際に正確性の高い情報を提供しているかどうかという定量的な評価というよりは、視聴者がどのように感じ、評価しているかを調査したに過ぎない。信頼性の評価はそれ自体が難しいが、通信の世界において広く事業者が提供するコンテンツが横並びになった際、放送事業者は放送法で規律されているので信頼性は高いということが、そのまま受け入れられるということにはならないのではないか。そのため、プロミネンスの検討は国際的なトレンドでもあるが、慎重に検討すべき内容だと認識している。検討する場合には、イギリスだけではなく、ドイツのような地方に多数の放送事業者が存在するモデルについても参考にしながら慎重に検討を行うべきだと考える。

#### 【山本主査】

個人的には、仮想プラットフォームの実証実験等を通し、その在り方と絡めながら検討を進められれば良いと考えているが、他の構成員からの発言にあった通り、プロミネンスの検討は重たいテーマである。そのため、放送コンテンツをプロミネンスにすべき根拠を整理する必要があると考える。西田構成員の発言にあった通り、諸外国と日本の放送制度には差分があることは重要な点であり、今後ドイツ等の研究をさらに深めていく必要があると感じた。放送コンテンツをプロミネンスすべきという理論を作り上げいくことに向け、鳥海構成員の発言にもあった効果検証の話とも関連し、何をもちって成功とするのかにもよる。PV 及びインプレッションを確保できれば成功とするのか。このあたりも含めて検討する必要がある。さらに、放送コンテンツのプロミネンスがゴールなのか、今後通信の世界全体に向けた検討へのプロセスなのかという点についても、今後位置づけ、さらなる議論への展開可能性も考える必要がある。

#### 【音構成員】

飯塚構成員に質問したい。1980 年代後半から 1990 年代の頭にかけて、日本とイギリスの研究者で、公共的な放送サービスに関する意識について研究を行い、その研究に参加していた。その際、イギリスにおいてはBBCとそれ以外の放送事業者の差が大きくなっていった。加えて、イギリスの放送制度の中でパブリックサービスを提供するBBCをはじめとする放送事業者に、歴史上、ITVは含まれたり含まれなかったりし

ていた。その上で現時点を考えると、イギリスにおける放送事業者がすべてPSB事業者で受け入れられていること自体が、放送に関する基準がシフトしていったことになり、非常に意味があることだと考えている。他方、国によって放送に対する意識が大きく異なることは重要である。日本における放送サービスに関して、制度によって規定されている部分は、固定費のように一定のコストをかけながら放送の社会的責任を意識することをNHKも民間放送事業者も実施している。他方、制度以外の部分について、日本の国民から放送に対する公共感及び責任のある立場についての期待も大きい。これらは新聞に関しても同様のことが言える。これらを踏まえると、日本の民間放送事業者のうちローカル局は、能登半島地震の際の情報提供等を見ても、環境が厳しいにも関わらず、固定費部分を大事にしているとの印象である。こういった実態がある中で、どのように競争できる環境を整えていくべきか、しっかり検討する必要があるとともに、国民の放送に対する期待感を目に見える形にした上でプロミネンスの議論を行うべきであると考え。その上で、プロミネンスに対するイギリス国民の期待感が実証データのような形で公表されているのか教えていただきたい。

#### 【飯塚構成員】

鳥海構成員からのご指摘にも近いと認識している。なぜイギリスでオンラインコンテンツに対してもプロミネンスを適用しようとしているのかの理由に立ち返ると、Ofcomが主体となって発表している放送やメディアに関する時系列データを踏まえ、プロミネンスを実施すべきではないかという施策に至っていると認識している。コネクテッドTVの普及率及び海外のストリーミングサービスへの加入率等のデータを積み重ねた上で、市場支配力のあるプラットフォームを見極めることを実施している。そのため、プロミネンスに対してどのように評価をするのかという考え方よりも、視聴環境が変化している中で既存の放送のコンテンツが埋もれることなく、見つけやすく表示されるべきなのか、その場合どういったプラットフォームで表示されるべきなのかという点を最重要課題としてプロミネンスの議論が進んでいる。よって、評価は今後の取り組みになるとの理解である。

#### 【長谷川構成員(事務局によるコメント代読)】

本WGにおいて、官民連携による放送コンテンツのプロミネンスの在り方を検討する意義は、フィルターバブルを是正していくことにあると見ている。事務局から紹介いただいた各国制度の目的を見ると、多様性及び公共性という抽象的な言葉で飾られている。各国において、今後制度詳細が詰められていく可能性があると思うが、以下の2点について注視する必要があると考える。1つ目に、実際の利用者の行動に沿った形で運用されなければ実効性が守られない。2つ目に、恣意的な運用によって逆に情報が偏ってしまう可能性があるため、チェック機能が必要となる。

### 【事務局】

本日ご指摘いただいた諸外国の様々な制度に関する内容及び背景並びにその後の評価について、必要に応じ継続調査を進めていきたい。我が国において、具体的にどのように検討を進めていくのか、またそれに関する課題等、官民連携した上で様々な事業者を含めた形での実証及び検証の必要性についてもご意見を頂戴した。これらについても引き続き御検討いただきたい。

### 【山本主査】

本WGの前半部分で議論があったローカル局の海外展開について、動画の配信及び海外番販といった放送外の収益の規模が増加しているとのことであった。加えて、総務省の実証事業において、映像コンテンツを通して地域の情報発信を効果的に実施できることが明らかになった。一方で、さらなる海外展開に向け、制作費、人材及び権利処理といった課題があったこと、これらの課題の解決に放送事業者が個別に取り組むことは非効率性の観点から困難があることも明らかになった。その上で、東海テレビ株式会社からは有益な解決策と方向性をお示しいただいた。本WGは情報共有の場であると同時に、政策に向けて議論をする場でもあるため、今後いただいたご意見を取りまとめ、民間事業者が取り組むべき範囲、政府として支援する範囲等の役割分担についても具体的に議論すべきであると考えます。

次に小規模中継局とのブロードバンドによる代替に関わる検証について、事務局から代替例2つに係る著作権法上の整理が示された。構成員からのご意見を踏まえ、事務局から小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チームに報告をさせていただきたい。

最後のプロミネンスについて多くのご意見をいただいた。諸外国において具体的な議論が進んでいるということは、放送コンテンツのプロミネンスの必要性が一定程度認識されているのではないかと。他方、諸外国と日本の放送制度の違い及び放送観念の違い、加えて、放送コンテンツをプロミネンスする根拠についてはさらに議論を行い、今後どのようなプロミネンスの在り方が考えられるのか、仮想プラットフォームの在り方と並行して、実証等を活用しながら検討を進めていくべきであろう。

### (5) 閉会

事務局より伝達事項の連絡。

以上